

午前 午後 : 受付

# 離婚届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

## 記入の注意

**鉛筆や消すことのできるペンで書かないでください。**

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

そのほかに必要なもの

調停離婚のとき	調停調書の謄本
審判離婚のとき	審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき	和解調書の謄本
認諾離婚のとき	認諾調書の謄本
判決離婚のとき	判決書の謄本と確定証明書

外国籍の方は西暦でご記入ください。

本籍地以外に提出する場合は  
戸籍謄本の添付が必要です。

印 印  
夫 妻  
朱線部消除

(1)	(よみかた) 氏 名 夫 氏 名 妻 氏 名 生 年 月 日 大正 平成 年 月 日 大正 平成 年 月 日 昭和 西暦 昭和 西暦
	住 所 (住民登録をしているところ) (よみかた) 番地 番 号 番地 番 号 世帯主の氏名 世帯主の氏名
(2)	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 番地 番
(3)	父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (他の養父母は欄に書いてください) 夫の父 続 き 柄 妻の父 続 き 柄 母 男 母 女
(4)	離 婚 の 種 別 協議離婚 令和 年 月 日成立 和解 令和 年 月 日成立 調停 令和 年 月 日成立 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 審判 令和 年 月 日確定 判決 令和 年 月 日確定
	婚 姻 前 の 氏 に も ど る 者 の 本 籍 夫 妻 は もとの戸籍にもどる 番地 番 (よみかた) 新しい戸籍をつくる 筆頭者の氏名
(5)	未 成 年 の 子 の 氏 名 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子
(6)	同 居 の 期 間 昭和 令和 年 月 から 平成 年 月 まで 平成 (同居を始めたとき) 令和 (別居したとき)
(7)	別 居 す る 前 の 住 所 番地 番 号
(9)	別 居 す る 前 の 世 帯 の お も な 仕 事 と 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び社会団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
(10)	夫 妻 の 職 業 (国勢調査の年...令和2年..の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業
	届 出 人 署 名 押 印 夫 妻 印 印
	事 件 簿 番 号 連 絡 先 夫: ( ) 妻: ( ) 携帯・自宅・その他( ) 携帯・自宅・その他( )

住定年月日 夫 昭平令 年 月 日 妻 昭平令 年 月 日

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 印	印	印
生 年 月 日	大正 平成 年 月 日 大正 平成 年 月 日 昭和 西暦 昭和 西暦	大正 平成 年 月 日 大正 平成 年 月 日 昭和 西暦 昭和 西暦
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番	番地 番

証人は、届出人以外の成年の方が二人必要です。  
この離婚の事実を知っている方であればどなたでも結構です。

養父母については、「その他」の欄に書いてください。

には、あてはまるものに V のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。  
(この場合にはこの離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。)

未成年の子がいる場合は、次の のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)	取決めをしている。 まだ決めていない。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
(養育費の分担)	取決めをしている。 まだ決めていない。	

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

署名は必ず本人が自署してください。  
印は各自別々の印を押してください。  
届出人の印をご持参ください。  
本人確認のために、運転免許証やパスポートなど官公署発行の顔写真付き身分証明書をご持参ください。  
(お持ちでない場合は健康保険証・年金手帳等を2点ご持参ください。)

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯主変更届等)の手続きが必要となりますのでご注意ください。  
離婚届と同時にこれらの届を出すときは、「住所」欄に新住所・新世帯主を記入してください。  
ただし、就業時間外に離婚届を提出する場合は、住民異動届の受け付けができませんので、後日提出していただくとともに、離婚届の「住所」欄には届出時の住民登録地を記入してください。